

岩手県から新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

県公式LINE

LINEで友だちになって
最新の情報を確認しましょう!
(岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート)



体調不良時に備えた事前準備

発熱などの体調不良時に備えて、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬、1週間分の食料品・生活必需品などを準備しておきましょう。

事前に準備しておくの良いもの

医療品など

- 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット
- 市販の解熱鎮痛薬
- 体温計 ● 生活必需品



食料品など

- 水分補給ができるもの
- 体調がすぐれない時でも食べやすいもの
- 調理せず簡単に食べられるもの



発熱など体調が悪い場合

軽度の発熱や倦怠感などの場合は、まずは市販薬などを服用し、様子を見るようお願いします。65歳以上や基礎疾患のある方などは、診療・検査医療機関などへの相談・受診をお願いします。65歳未満で、発熱等の症状によりコロナ感染の検査を希望する方は、検査キット送付センターの活用をご検討ください。



いわて検査キット送付センター 検索

【相談・受診の流れ】

- 1 かかりつけ医がいる場合は、県ホームページで「診療・検査医療機関」に該当するか事前確認のうえ、予約をお願いします。
[岩手県 診療・検査医療機関](#) 検索
- 2 かかりつけ医が診療・検査医療機関に該当しない場合は、最寄りの診療・検査医療機関を確認し、事前相談のうえ、受診をお願いします。



- 3 診療・検査医療機関に電話が繋がらない場合(夜間・休日など)や、どの機関に電話すればよいか迷う場合は、いわて健康フォローアップセンターに電話相談をお願いします。電話による相談が難しい方は、FAXをご利用ください。

いわて健康フォローアップセンター

電話 **0570-089-005** FAX **050-3730-7658**
受付時間/24時間(土日・祝日を含む)

このほかの県などの取り組みは、
県ホームページからご確認ください。

[岩手県 新型コロナ対策](#) 検索



中小企業者等事業継続緊急支援金

(1)目的

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている中小企業者等の事業継続に向けて支援金を支給

(2)対象者

県内に本店所在地(個人の場合は住所)がある中小企業者等

(3)支給要件(3つの要件をいずれも満たしている必要があります)

- ①令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が令和元年10月から令和4年3月までの任意の年の同月比で20%以上減
- ②売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月と比較して増加
- ③申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

(4)支給額

1事業者あたり、法人等15万円、個人事業者7.5万円を定額支給

■申請期間 令和5年3月20日(月)~6月20日(火)(当日消印有効)

■申請先 申請書類は、「法人等:本店所在地」「個人事業者:確定申告書に記載している住所」にある商工会議所・商工会に提出

■お問い合わせ

中小企業者等事業継続緊急支援金事務局

電話 **050-3646-9151**

受付時間/9:30~17:00(土日・祝日を除く)

[岩手県 中小企業者 支援金](#) 検索



岩手県政策企画部広聴広報課